

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年2月19日から同年3月12日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第14項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監 査 の 対 象

- (1) 出資団体（所管部課名）
有限会社 別子木材センター（経済部農林水産課）
- (2) 公の施設の指定管理者（所管部課名）
公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団（市民環境部男女共同参画課）
対象施設：新居浜市立女性総合センター（女性センター・働く婦人の家）

2 監 査 の 範 囲

- (1) 出資に係る出納その他の事務執行
- (2) 令和元年度の施設管理全般

3 監査を実施した委員

寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・近 藤 司
〔 近 藤 司 令和3年5月16日付け退任 〕
〔 仙 波 憲 一 令和3年5月17日付け就任 〕

4 監 査 の 方 法

出資及び施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め、監査を実施した。

5 監 査 の 結 果

出資及び施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においては、さらに目的に沿った適正な施設の管理運営に留意するよう望むものである。
なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

財政援助団体等

1 対象施設及び事業の概要（令和元年度）

（1）出資団体（令和2年3月31日現在）

ア 出資団体名 有限会社別子木材センター（新居浜市別子山乙239番地の1）

イ 主要な事業

- ・ 集成材、幅はぎ板の加工並びに販売
- ・ その他、木材加工並びに販売
- ・ 農産物生産並びに販売
- ・ 給水施設の清掃並びに維持管理
- ・ 公園、道路の管理及び整備業務 ほか

ウ 出資の状況

- ・ 資本金35,500千円うち新居浜市分34,880千円（持株比率98.25%）

エ 役員数及び従業員数 役員数7名、従業員数11名（役員兼務2名含む）

オ 営業成績及び財産の状況の推移

（千円）

区 分	第33期 （平成29年度）	第34期 （平成30年度）	第35期 （令和元年度）
売上高	149,179	211,630	213,574
経常利益（損失）	8,138	△6,130	△12,948
当期純利益（損失）	4,945	△6,315	△13,269
総資産	113,005	106,476	90,426

（2）公の施設の指定管理者

（単位：円）

指定管理者名	施設名	指定管理料	所管部課名
公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団	新居浜市立女性総合センター （新居浜市立女性センター及 び新居浜市立働く婦人の家）	32,323,950	市民環境部 男女共同参画課

【施設概要】

名称：新居浜市立女性総合センター（新居浜市立女性センター及び新居浜市立働く婦人の家）

（愛称：新居浜ウイメンズプラザ）

所在地：新居浜市庄内町四丁目4番19号

設置：平成2年5月8日

利用件数：4,117件

利用者数：50,674人（令和元年度）

【事業内容】

女性の社会参加の促進、能力の開発並びに勤労女性の福祉の増進を図るため、再就職援助事業、社会参加促進事業、生活・教養事業、子育て支援事業、健康増進事業を5つの柱として事業目的別に講座を開催する他、各種相談事業、男女共同参画社会実現ための活動や交流の場として市民に利用されている。

2 指摘事項及び回答内容

(1) 有限会社別子木材センターに関する事 (回答は令和3年4月20日付け)

○経理業務に関連する規程・手順書等の作成について

有限会社別子木材センターは従業員数が11名(令和2年4月1日現在)で、事務担当者2名が現業業務にも従事しつつ日々の経理業務を行っており、経理業務の基本的事項を定めた規程や日々の経理業務の手順等を定めた業務マニュアル等は作成されていない。

このような状況は小規模企業ではありがちであろうが、当社は発行済み株式の98%超を本市が保有し、地域の雇用にも影響が大きい事業者であることから、経理業務の標準化や透明性確保について、公益性の高い企業に準じたきめ細やかな配慮が必要ではないかと思われる。担当者が交代した時の円滑な業務引継ぎや、現預金の管理に伴うリスクへの対応等も考慮の上、経理業務の基本的事項及び手順等を定めた必要最小限の規程、手順書等を作成されたい。

(有限会社別子木材センター)

<回答>

当社における経理処理に関する基準規程を定め、日々及び月次の経理業務の手順を明文化し、担当者がそれに沿って業務を実施できるように改善、担当者が交代する際には円滑な業務引継ぎが行えるようにいたします。基準規定は、担当会計士等と相談の上、助言を受けながら、令和3年5月末までに作成いたします。

(有限会社 別子木材センター)

(2) 公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に関する事

(回答は令和3年4月12日付け)

○女性総合センターの宣伝広報について

女性総合センターの管理に関する基本協定書には、男女共同参画の推進のため、事業参加者、施設利用者の拡大(男性を含む幅広い年齢層にわたる、地域住民など)を図ること、その手段として施設・イベントのPR及び情報提供のため、センターの事業報告、事業概要、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又はホームページでの公開、と書かれている。

現在、女性総合センターのホームページでは、講座募集のお知らせが掲載されているが、講座の活動状況がわかる画像や参加人数、受講者の感想などを掲載したり、情報誌を作成して配布するなどして、市民の皆さんに様々な講座を広く知ってもらい、興味を持ち受講してくれる人が増えるよう、積極的な広報を推進されたい。

(公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団)

<回答>

女性総合センターのホームページにつきましては、施設トップ、利用ガイド、施設、料金、主催講座に区分して掲載し、主催講座の申し込みではQRコードを活用しスマートフォンから受付できるよう工夫をしています。また、同センターを利用するサークルにつきましては、活動内容などを冊子にまとめ、図書室で閲覧できるように取り組んでいます。しかしながら、主催講座の活動実績やサークル活動、施設の利用状況など情報発信が不十分なところもありますので、ご指摘いただいた画像や参加人数、受講者の声なども取り入れホームページ等の充実を図り、広く市民に知っていただける宣伝広報をいたします。

(公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団)